

全国都市緑化 SHIGA・KUSATSU フェア（仮称）基本構想策定業務 仕様書

1 目的

「全国都市緑化フェア」（以下、「緑化フェア」という。）は、国民ひとり一人が緑の大切さを認識するとともに、緑を守り、愉しめる知識を深め、緑がもたらす快適で豊かな暮らしがあるまちづくりを進めるための普及啓発事業として、毎年、全国各地で開催されている花と緑の祭典である。

滋賀県には、びわ湖の碧さに溶け込むような寛ぎの空間、豊かな自然が紡ぐ四季折々の風景、子どもたちが時間を忘れる遊びの場など、さまざまな特徴のある魅力的な公園がたくさんあります。滋賀県では、びわ湖を中心として滋賀県全体が水と緑と人につながる一つの大きな公園となった姿、「THE シガパーク」の推進をしています。

2030年は「THE シガパーク」の取組の目標年であることから、本県の特性を生かし、公園の整備や賑わいの創出、県民の心身の健康の向上および滋賀の魅力発信による地域活性化を図るため、滋賀県らしい緑化フェアの開催を検討している。

また、メイン会場となる草津市域の東側には、湖南アルプスの裾野として続く丘陵地があり、田園と山林のみどりがある。琵琶湖岸では、ヨシ原を始めとする貴重な自然植生と生態系が保たれている。JR 草津駅・南草津駅周辺を核として市街地が広がり、旧東海道・中山道沿いには商店街が形成されている。また、市街地を流れる河川や大小の公園などが、市民の生活にうるおいをもたらしている。

草津市の特性を生かした緑化フェアを通じ、「ガーデンシティくさつ」を推進し、「健康創造都市」を全国に発信することで、草津市らしい緑化フェアの開催を検討している。

本業務は、滋賀県と草津市の共催とした令和12年春の緑化フェアの開催に向け、開催主旨や開催意義等を理解したうえで、会場計画、事業計画及び概算事業費等の検討・整理を行い、基本構想の策定を目的としている。

2 業務名

全国都市緑化 SHIGA・KUSATSU フェア（仮称）基本構想策定業務委託

3 業務内容

3.1 計画準備

本業務の目的・趣旨を把握したうえで、業務フローや工程表等を記載した業務計画書を作成する。

3.2 基本構想の検討に必要な資料作成

(1) 開催会場等の現況把握

メイン会場、サブ会場及びその他関連会場等（以下、「会場」という。）の候補地の現況を把握するとともに、候補地に係る緑化推進事業及び地域資産等調査を行う。

メイン会場は、草津市域にある草津川跡地公園（区間5）を想定とし、サブ会場は、滋賀県が取組を進めている「THE シガパーク」の公園および草津市域にある都市公園を

想定している。また、草津駅や南草津駅の駅前および周辺の街並みや街かど緑化も想定している。

なお、メイン会場を想定している草津川跡地公園（区間５）の現況把握に際しては、「草津川跡地利用基本計画」等の関連計画の内容を熟知した上で行うものとする。

（２）開催条件の整理

「（１）開催会場等の現況把握」を基に、候補地の現況調査の分析を行い、基本的な開催条件（会場特性、適した活用手法及び活用課題など）を整理する。

（３）開催期間の検討

会場候補地の面積、気候、花木などの調達諸条件、他のイベントなどを勘案し、開催が可能な開始時期を検討する。緑化フェアの集客能力、花壇のメンテナンス、展示・催事等の実施諸条件等を勘案し、適切な開催期間について検討する。

（４）会場計画の整理

各会場のコンセプト、実施事業の具体的な展開イメージを整理し、全体の会場構成について検討する。また、各会場の回遊性や交通アクセスなどについて課題を整理する。

（５）事業計画の検討

以下の各事業計画について、基本的な考え方及び事業展開イメージを検討する。

① 開催意義、開催目的、開催理念等を踏まえた事業方針及び事業計画構成を検討する。

② 出展・展示計画について、次の点を検討整理し、多様な主体の参画による開催形態の条件整理を行う。

・「滋賀県基本構想実施計画（第２期）」に基づき、都市公園や自然公園など公園の種別・所管によらず、滋賀県全体が水と緑と人でつながる一つの大きな公園「THE シガパーク」となることを目指し、公園の魅力向上に向けた方策に関する企画・検討を行う。

・「第６次草津市総合計画（第２期）」や「第３次草津市みどりの基本計画」および「草津川跡地利用基本計画」に基づき、人々が健幸で、笑顔が行き交う場を創出するため、市民や地域団体、企業、行政などが連携し、協働でみどりのまちづくりをすすめる、「ガーデンシティくさつ」に向けた方策に関する企画・検討を行う。

③ 行催事計画について、次の点を検討整理し、SHIGA・KUSATSUらしい緑化フェアの開催に向けた検討を行う。

・「THE シガパーク」周辺には、様々な施設・機関が集積しており、そのポテンシャルをいかした催事、展示及びイベント等の企画・検討を行う。

・草津市の歴史や文化、自然環境を踏まえ、会場となる公園や街路樹等のみどりの資源を有効に活用した催事、展示及びイベント等の企画・検討を行う。

・サブ会場を想定している草津市立水生植物公園みずの森周辺には、道の駅リニュー

ーアルオープンやサーフ施設開業が予定されており、集客の相乗効果を生み出すための企画・検討を行う。

・企業協賛や企業主催の催事等、民間事業者等が参画しやすいスキームに関する企画・検討を行う。

- ④ 協働推進計画について、緑の担い手等の人材育成事業や県民・市民参加型のイベントなど、緑化フェア終了後のレガシーとしての事業継続も見据えた、県民・市民の主體的な緑化事業への参加を促進するための事業展開について検討・整理を行う。
- ⑤ 会場計画及び出展・展示計画・催事計画の検討を踏まえ、飲食関係計画、会場運営計画、広報宣伝計画、植物調達計画、交通輸送計画等について考え方を整理する。
- ⑥ 緑化フェア開催に向けた事業スケジュールを整理するとともに、事業推進体制（準備体制及び開催体制）の検討・整理を行う。
- ⑦ 近年の各自治体における緑化フェア開催に向けた各種委託業務を整理し、事業実施のための委託業務の検討・整理を行う。
- ⑧ 他都市開催フェアにおける特筆すべき取り組みの情報収集などを行い、SHIGA・KUSATSU 開催を盛り上げるための事業案について企画・検討し、基本構想に反映させる。
- ⑨ 「グリーンインフラ推進戦略 2030」を踏まえた最新のグリーンインフラを活用した事業展開について検討・整理を行う。

(6) イメージスケッチの作成

「(4) 会場計画の整理」に基づき、会場におけるフェア開催のイメージスケッチを6枚程度作成する。

(7) 概算事業費算出及び来場者数試算

近年の各自治体における緑化フェアの事業費構成等の分析整理を行い、基本構想段階における概算事業費及び経済効果を検討整理する。

また、全国都市緑化フェアの集客能力、滋賀県及び草津市の観光客入込数等の諸条件を勘案し、会場入場者数を試算する。

3.3 基本構想懇談会の開催運営

基本構想を審議するための懇談会の運営および提示資料の作成を行い、懇談会での議事録及び議事概要書の作成を行う。また、懇談会で提示された意見を基本構想に反映させるものとする。なお、懇談会委員の数は20人程度、開催数3回程度を想定している。

3.4 国土交通省等関係会議の資料作成

国土交通省に対する開催協議書提出のための事前協議資料等の作成を行い、国土交通省で提示された意見を踏まえた開催協議書及び添付資料（基本構想案）等の作成を行う。また、その他関係会議の運営および提示資料の作成、関係会議での議事録及び議事

概要書の作成を行い、関係会議で提示された意見を基本構想に反映させるものとする。

3.5 打合せ協議

本業務の遂行にあたり、業務着手時、業務の主要な区切り（５回）及び業務完了時（成果品納入時）において打合せを行うものし、打合せ後速やかに議事録を作成して提出すること。

3.6 報告書作成

以上の成果をとりまとめ、報告書（A4 判金文字箱製本）２部、概要版２部、電子データ（CD-R 等）２部を作成する。

4 成果品

- ① 本業務は電子納品対象業務とする。電子成果品とは、「滋賀県電子納品運用ガイドライン（案）【委託業務編】」及び国土交通省等の「土木設計業務等の電子納品要領」（以下、「要領」という。）に基づいて作成した電子データを指す。
- ② 成果品は、「要領」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体（CD-R 等）で２部、紙成果品を２部提出する。なお、電子納品の運用にあたっては、国土交通省等の「電子納品運用ガイドライン【業務編】」を参考にするものとする。
- ③ 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。
- ④ 受注者は、本業務を実施するにあたり、事前協議を実施するとともに、結果を事前協議チェックシートに記載し、業務計画書に添付する。また、その他内容に疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議しその指示を受けなければならない。

5 その他委託上の条件

- ① 本業務に用いる考え方や基準等についてはその根拠を明確にするとともに、使用した文献についても報告書に明記する。
- ② 成果品の管理及び権利の帰属は、全て発注者のものとする。なお、提出後に失策および不備が発見された場合は、受注者は契約終了後も訂正の責務を負うものとする。
- ③ 本業務において疑義が生じた場合は、速やかに協議しなければならない。
- ④ 受注者は、本業務に係る作業を実施するに当たり、発注者から取得した資料を含め契約上知り得た情報を、第三者に開示または本業務に係る作業以外の目的で利用しないものとする。
- ⑤ 受注者は、発注者の許可なく、取り扱う情報を指定された場所から持ち出し、あるいは複製しないものとする。

- ⑥ 受注者は、本業務に係る作業に関与した受注者の所属職員が異動した後においても、機密が保持される措置を講じるものとする。
- ⑦ 受注者は本事業に係る作業を履行するために個人情報を取り扱う場合は、草津市個人情報保護法施行条例を遵守しなければならない。
- ⑧ 環境配慮の周知について
受注者は、市ホームページに掲載している「環境にやさしい配慮指針」を確認の上、発注者が実施している環境マネジメントシステムに配慮した環境にやさしい事業活動を心掛けること。
参照：草津市ホームページー暮らし・手続きー環境ー草津市環境基本条例
また、草津市気候非常事態宣言の理念に基づき、ゼロカーボンシティの実現のため、温室効果ガスの低減に努めた事業活動を心掛けること。
- ⑨ 熱中症の予防について
本市は、熱中症予防を推進しており、また、労働安全衛生の観点からも事業主は熱中症による労働災害の防止に努めなければならないことから、特に梅雨から夏期にかけての時期は、次のことをはじめ、熱中症予防に万全を期すこと。
・高温多湿な作業場所での作業中は注意し、また頻繁に巡視を行うこと。
・無理な作業は控え、健康状態にも十分配慮すること。
・スポーツドリンク等の塩分を含む飲み物を摂取し、休憩をとるなど適切な対策を講ずること。
参照：草津市ホームページー暮らし・手続きー防犯・安心・安全ー熱中症予防
- ⑩ 草津市の発注する物品の購入、役務の提供等（物品の買入れ、貸借、財産の売払い、その他役務提供、業務委託（建設工事等にかかる業務委託を除く。））における暴力団員等による不当介入の排除について
1 受注者は、暴力団員等（暴力団の構成員および暴力団員関係者、その他市発注工事等に対して不当な介入を行うすべての者）による不当介入（不当な要求または業務の妨害）を受けた場合においては、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに草津警察署に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。
2 受注者は、前記により通報を行った場合には、速やかにその内容を記載した通報書により草津警察署に届け出るとともに、担当職員等に報告するものとする。（通報書については、草津市ホームページ（事業者向けー入札・契約ー規則等ー物品の購入等における不当介入に対する通報・連絡について）に掲載）